

4 愛西保第 5 1 6 号
令和 5 年 1 月 4 日

医療機関 各位

愛西市長 日永貴章
(公 印 省 略)

愛西市精神障害者医療費助成制度の受給者番号の変更について (通知)

日頃は、愛西市の福祉医療について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、愛西市では令和 5 年 2 月診療分から精神障害者医療費助成制度について、下記のとおり受給者番号の変更を順次行いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。詳しくは裏面のとおりです。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

【変更内容：受給者番号】

現在：554 から始まる 9 桁の番号

変更後：954 から始まる 9 桁の番号

【変更時期】

令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月末日までの期間において順次変更します。

【注意事項】

受給者番号は順次変更となるため、令和 6 年 3 月末日までは 554 から始まる 9 桁の番号をお持ちの方と 954 から始まる 9 桁の番号をお持ちの方が混在します。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については「障害者医療費受給者証 (濃クリーム色)」をお持ちの方と「精神障害者医療費受給者証 (黄緑色)」をお持ちの方が混在します。

担当 保険福祉部保険年金課
福祉医療担当

電話 0567-55-7119 (ダイヤルイン)
0567-26-8111 (代表)

内線 162・168

FAX 0567-26-5515

○愛西市精神障害者医療制度（公費負担番号85）の受給者番号の変更について

【変更内容：受給者番号】

現在：554から始まる9桁の番号

変更後：954から始まる9桁の番号

【変更時期】

令和5年2月から令和6年3月末日までの期間において、新規交付・更新・変更等で来庁された方から順次変更します。

【注意事項】

受給者番号は順次変更となるため、令和6年3月末日までは554から始まる9桁の番号をお持ちの方と954から始まる9桁の番号をお持ちの方が混在します。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については令和4年4月より「障害者医療費受給者証（濃クリーム色）」から「精神障害者医療費受給者証（黄緑色）」へと順次変更しておりますので、こちらも令和6年3月末日までは混在します。

愛知県内のみ有効	
障 障害者医療費受給者証	
受給者番号	554000000
受住所	愛知県愛西市
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	愛知県 愛西市長
交付年月日	年 月 日
<small>この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。</small>	

（濃クリーム色紙）

及び

愛知県内のみ有効	
精 精神障害者医療費受給者証 (全疾病使用可)	
受給者番号	554000000
受住所	愛知県愛西市
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	愛知県 愛西市長
交付年月日	年 月 日
<small>この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。</small>	

（黄緑色紙）



愛知県内のみ有効	
精 精神障害者医療費受給者証 (全疾病使用可)	
受給者番号	954000000
受住所	愛知県愛西市
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	愛知県 愛西市長
交付年月日	年 月 日
<small>この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。</small>	

（黄緑色紙）

精神障害者医療費受給者証（精神通院・入院医療のみ使用可）をお持ちの方については、受給者番号の変更のみ行います。

愛知県内のみ有効	
精 精神障害者医療費受給者証 (精神通院医療のみ使用可)	
受給者番号	554000000から
受住所	愛知県愛西市
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	愛知県 愛西市長
交付年月日	年 月 日
<small>この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。</small>	

愛知県内のみ有効	
精 精神障害者医療費受給者証 (精神入院医療のみ使用可)	
受給者番号	954000000へと
受住所	愛知県愛西市
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	愛知県 愛西市長
交付年月日	年 月 日
<small>この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。</small>	

（白色紙）